

された金額（この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「個別課税済留保金額」という。）があるときは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国法人又は当該外国関係法人につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額
- 二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
- 三 当該連結法人に対する剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2 特殊関係株主等である連結法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済留保金額（第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済留保金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

3 第六十八条の九十二第三項から第六項までの規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------------|-----------|--------------------------------|
| 第六十八条の九十二第三項 | 連結法人が適格合併 | 第六十八条の九十三の六第二項第二号に規定する特殊関係内国法人 |
| | | （以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条 |
| | | 第一項に規定する特殊関係株主等 |

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>(以下この項において「特殊関係株主等」という。)である連結法人が適格合併</p> |
| <p>により被合併法人</p> | <p>により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人</p> |
| <p>特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号</p> | <p>同条第一項に規定する特定外国人(以下この項において「特定外国法人」という。)の同条第二項第四号</p> |
| <p>第一項の個別課税済留保金額とみなす</p> | <p>第六十八条の九十三の八第一項の個別課税済留保金額(同項に規定する個別課税済留保金額をいう。)</p> |

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| | <p>第六十八條の九十二第三項 又は課税済留保金額</p> | <p>以下第六項までにおいて同じ。） とみなす</p> |
| <p>第六十八條の九十二第三項 第一号</p> | <p>又は課税済留保金額（第六十六條の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）</p> | <p>又は課税済留保金額（第六十六條の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）</p> |
| <p>第六十八條の九十二第三項 第二号及び第三号</p> | <p>特定外国子会社等 第六十六條の六第一項</p> | <p>特定外国法人 第六十六條の九の六第一項</p> |
| <p>第六十八條の九十二第四項</p> | <p>前項又は第六十六條の八第三項</p> | <p>第六十八條の九十三の八第三項において準用する前項又は第六十六條の九の八第三項において準用する第六十六條の八第三項</p> |
| <p>第一項の</p> | | <p>第六十八條の九十三の八第一項の</p> |

| | | |
|--------------|-------|--------------------------------|
| | 前項の | 同条第三項において準用する前項の |
| | 同条第三項 | 第六十六条の九の八第三項において準用する第六十六条の八第三項 |
| | 同条第一項 | 第六十六条の九の八第一項 |
| 第六十八条の九十二第五項 | 第一項 | 第六十八条の九十三の八第一項 |
| 第六十八条の九十二第六項 | 第一項 | 第六十八条の九十三の八第一項 |
| | 前項 | 同条第三項において準用する前項 |

4 第六十八条の九十二第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十八条の九十三の九 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十八条の九十三の六第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、第六十八条の九十三の七第一項の規定により特殊関係株主等である連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の

規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十四第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日（同項第二号に掲げるものについては、平成二十年六月三十日）」に改める。

第六十八条の九十六の次に次の一条を加える。

（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）

第六十八条の九十六の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうち特定地域雇用会社（地域再生法第十四条第一項に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する当該特定地域雇用会社の行う同法第五条第三項第二号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金として政令で定める寄附金（同法第十四条第三項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金及び特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項（特定地域雇用会社等に対す

る寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する同法第六十八条の九十六の二第一項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有するものが各連結事業年度において支出した寄附金の額のうち、同法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。）に対する当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する寄附金（同法第十九条第二項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金及び特定地域雇用等促進法人（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同法第六十八条の九十六の二第二項に規定する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除

く。)の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3 前二項に規定する場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうち前条第一項に規定する認定特定非営利活動法人に対する同項の寄附金の額があるときは、法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同項及び前二項の規定にかかわらず、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金並びに認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十八条の九十六第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項に規定する寄附金及び特定地域雇用等促進法人（同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同条第二項に規定する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附

金」とする。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百二第二項中「取得」の下に「所有権移転外リース取引による取得を除き、」を加える。

第六十八条の百五の二の前の見出しを「（連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例）」に改め、同条第一項中「」に該当する」を「」又は特定受益者（同条第一項に規定する特定受益者をいう。第四項において同じ。）に該当する」に、「同じ。」につき」を「同じ。」又は信託（第六十七条の十二第一項に規定する信託に限る。以下この条において同じ。）につき」に改め、「をいう。」の下に「又は信託財産」を加え、「連結組合損失額」を「連結組合等損失額」に、「組合事業による」を「組合事業又は当該信託による」に改め、「出資の価額」の下に「又は当該信託の信託財産の帳簿価額」を、「（当該組合事業）」の下に「又は当該信託財産に帰せられる損益」を加え、「連結組合損失超過額」を「連結組合等損失超過額」に改め、同条第二項中「連結組合損失超過合計額」を「連結組合等損失超過合計額」に改め、「組合事業」の下に「又は信託」を加え、同条第三項中「連結組合損失超過合計額」を

「連結組合等損失超過合計額」に、「連結組合損失超過額」を「連結組合等損失超過額」に、「規定する組合損失超過額」を「規定する組合等損失超過額」に、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「組合事業」の下に「又は各信託」を加え、同条第四項中「特定組合員」の下に「又は特定受益者」を、「規定する組合員」の下に「又は信託の受益者」を加える。

第六十八条の百五の三第三項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第六十八条の百九第二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第六十八条の百九の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人

の株式が特定軽課税外国法人（第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第二項の規定は、適用しない。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた特定分割型分割（分割法人の株主等に分割承継法人に係る特定外国親法人（法人税法第六十一条の二第四項に規定する親法人で特定軽課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式以外の資産（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつた分割型分割（第六十八条の二の三第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。）をいう。）により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法の規定の適用については、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第四項中「交付されな

つたもの（」とあるのは、「交付されなかつたもの（租税特別措置法第六十八条の百九の二第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。」とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた株式交換（適格株式交換に該当しないものに限る。）により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人の株式に該当するときは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第九項の規定は、適用しない。

4 前三項の規定の適用がある場合の株式の取得価額その他法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百十中「第六十八条の三の三第一項」を「第六十八条の三の二第一項」に、「は、法人税

法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額（」とあるのは、「配当等の額（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する利益の分配の額を除く。」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の二第九項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額（以下この項において「外国特定目的信託の利益の分配の額」という。）は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益の分配の額は同条第十一項に規定する外国係会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十八条の百十一中「第六十八条の三の四第十項」を「第六十八条の三の三第五項」に、「は、法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額（」とあるのは、「配当等の額（租税特別

措置法第六十八条の三の三第五項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額を除く。」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第九項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額（以下この項において「外国特定投資信託の収益の分配の額」という。）は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定投資信託の収益の分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十九条の四第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者（当該被相続人から相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の三第一項又は第七十条の三の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。）が第七十条の三の三

第一項又は第七十条の三の四第一項の規定の適用を受け、又は受けている場合には、適用しない。

第六十九条の五第二項第一号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項第三号及び第五号中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項第七号口(1)中「当該特定株式の当該相続開始の時ににおける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「相当する金額として財務省令で定める」に改め、同号口(2)中「総口数に当該特定出資の時ににおける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「相当する金額として財務省令で定める」に改め、同項第八号口(1)中「当該特定受贈株式又は特定保有株式の当該贈与額として財務省令で定める」に改め、同項第八号口(1)中「当該特定受贈株式又は特定保有株式の当該贈与の時ににおける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「相当する金額として財務省令で定める」に改め、同号口(2)中「総口数に当該特定受贈出資又は特定保有出資の当該贈与の時ににおける一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「総額として財務省令で定める」に改め、同条第四項中「第一項の」の下に「相続に係る被相続人から同項の」を加え、同条第六項中「相続」の下に「に係る被相続人から同項の相続」を加え、「前条第一項の」を「次に掲げる」に、「受ける」を「受け、又は受けている」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項

二 第七十条の三の三第一項

三 第七十条の三の四第一項

第六十九条の五第七項中「前項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第七十条第一項中「第三条の二」を「第四条」に改め、同条第三項中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に、「信託終了」を「信託の終了」に改め、同条に次の二項を加える。

11 第一項、第二項及び第五項から第九項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者（地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する者その他の政令で定めるものに限る。）が、当該取得した財産に属する金銭を第一項に規定する申告書の提出期限までに同法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。）に対し、当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関

連する贈与（同条第二項に規定する指定の有効期間内にされたものに限る。）をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十一項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十一項の贈与」と読み替えるものとする。

12 地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における前項において準用する第一項の規定の適用に関する事項その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与をした者からの贈与により取得をした財産について第七十条の三の三第一項の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

第七十条の三第四項中「次項」を「以下この条」に、「期間」を「期限」に改め、同条第六項中「の規定の」を「及び相続税法第三十六条の規定の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三第四項（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）に規定する修正申告書の提出期限」とする。

第七十条の三の二第一項第一号中「前条第一項」の下に「又は次条第一項」を加え、同条第三項中「場合において」の下に「、当該特定受贈者は」を加え、「以内に」を「以内に、」に、「ついて、」を「ついでに」に、「期間」を「期限」に改め、同条第五項中「対する国税通則法」の下に「及び相続税法第三十六条」を加え、同項に次の一号を加える。

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三の二第三項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する修正申告書の提出期限」とする。

第七十条の三の二第七項中「及び前項」を「及び同項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三の三 特定受贈者が、平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十歳以上六十五歳未満の者からの贈与により特定同族株式等の取得（その年中に取得をした一の特定同族法人に係る特定同族株式等の価額の合計額が五百万円以上となる場合の当該取得に限る。）をし、かつ、その年十二月三十一日において当該特定同族株式等に係る特定同族法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有する場合において、確認日の翌日から二月以内に確認書（確認日において、特定受贈者が第三項第一号ロ(1)から(3)までの要件のすべてを満たし、かつ、当該特定同族株式等に係る特定同族法人が同項第三号（ハを除く。）に掲げる要件のすべてを満たしていることについて当該特定同族法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が、確認をし、当該確認をしたことを財務省令で定めるところにより証する書類をいう。以下この条及び次条において同じ。）を納税地の所轄税務署長に提出することが確実であると見込まれるときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。ただし、当該特定受贈者が、当該特定同族株式等の贈与をした者からの贈与により取得をした財産について第七十条の三第一項の規定の適用を受けて

いる場合は、この限りでない。

2 前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、特定受贈者に対し特定同族株式等の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、相続税法の規定を適用する。

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定受贈者 次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者が相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。

ロ その者が特定同族株式等の贈与をした者（選択年（その者が贈与により取得した特定同族株式等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受ける年をいう。以下この条及び次条において同じ。）中における当該特定同族株式等の最初の贈与の直前に、次に掲げる要件のすべてを満たす者に限る。第四号において同じ。）の直系卑属である推定相続人であること。

(1) 当該特定同族法人の代表者であること。